

定例記者会見 市長コメント (概要)

(資料1)

① 低所得の子育て世帯を対象とした生活支援について

食品等の物価高騰により、特に影響を受ける、所得が一定水準額を下回る子育て世帯を対象に、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子ども一人あたり5万円の給付を行う「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する。

支給については、ひとり親世帯のうち令和5年3月分の児童扶養手当が受給対象である218世帯には、320人分となる1,600万円を、また、ひとり親世帯以外の世帯で、令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給対象であった119世帯へは、235人分となる1,175万円をそれぞれ5月末日までに支給する。

このほか、ひとり親世帯のうち公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯や、今後、食品等の物価高騰により家計への影響を受けた世帯についても支給対象となることから、6月1日から令和6年2月29日まで申請を受付けする。

また、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童や20歳未満の障がい児童の方を養育する父母などで、基準日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯も支給対象となるので、今後、市ホームページや市広報紙等で具体的な申請手続きについて周知を図り、速やかに支給できるよう対応してまいります。

② 新型コロナウイルス感染症対策について

釜石保健所管内における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、3月は108名、4月は26日現在で51名となっている。

また、季節性インフルエンザは、当管内では注意報基準を下回る状況で推移しているが、市内の小中学校において学級閉鎖の措置がとられた学校もあり、引き続き注意が必要であるので、基本的な感染防止対策に努めていただくようお願いする。

なお、5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることとなり、結核等が分類されている2類相当から、季節性インフルエンザ等が分類されている5類に移行される。

5類への移行に伴い、市民の皆様には、陽性となった場合の対応や発熱などの症状が出た際の対応、自己負担となる医療費の額、3月13日から個人の判断が基本となっているマスクの着用などについて、市ホームページや市広報紙などで周知してまいります。

次に、新型コロナワクチンの接種についてあるが、春開始接種として5月から8月にかけて実施する予定で準備を進めている。

医療従事者の方、入院されている方や在宅で療養されている方、また、高齢者施設に入所されている方や従事されている方については、5月上旬から接種を開始する。

そのほか接種の対象となっている65歳以上の高齢者の方、5歳から64歳までの基礎疾患のある方や重症化リスクが高いと医師が認める方については、5月下旬から、イオンタウン釜石を会場とする集団接種と医療機関での個別接種により実施する。

接種場所は、原則として前回接種した際と同じ場所となり、日時を指定した接種券を5月中旬から順次発送し、接種券が届き次第、市予約センターか市LINEにて予約していただくこととなる。

なお、基礎疾患のある方で、市に届け出ていない方は、新たに届け出が必要となるので、市予約コールセンター、または新型コロナワクチン接種推進室へ電話で申し込みをお願いします。

このほか、5歳から11歳までの子どもを対象としたオミクロン株対応ワクチン接種、生後6ヵ月から4歳の乳幼児を対象とした接種についても、今年度も継続して実施する。

予約開始日や接種日程等は、市広報紙やホームページ等で周知してまいります。

春開始接種の対象とならなかった方は、9月以降に開始する予定の秋開始接種の対象となるので、引き続き、状況に応じて市民の皆様への周知に努めてまいります。